

第5章 資料編

I 策定経過

日 程	会議・作業等	内 容
令和6年 7月		- 計画策定及び推進体制の決定 - 計画策定スケジュールの決定
8月27日	第2次深谷市自殺対策計画策定説明会	- 市庁内自殺対策推進本部員の任命 - 市の自殺の現状について - 計画策定の概略、策定スケジュールの説明
9月	第1次計画の評価、課題抽出	各課の関連事業調査及び、市まちづくりアンケート、地域自殺実態プロファイル等による評価
9月～10月	第2次計画（素案）作成	
11月7日	第1回深谷市庁内自殺対策推進本部会議	- 第1次計画評価結果 - 第2次計画（素案）についての協議
11月21日	第1回深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議	- 市の自殺の現状について - 第1次計画評価結果 - 第2次計画（素案）についての意見と対応について - 計画策定スケジュールの説明 - 自殺対策に関する各機関の課題等についての意見交換
12月	第2次計画（案）作成	
令和7年 1月10日～ 1月24日	第2次計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）	
2月	第2回深谷市庁内自殺対策推進本部会議 第2回深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議	- パブリックコメント結果 - 第2次計画（案）についての協議 - 今後の自殺対策の推進について
2月	第2次自殺対策計画の決定	
3月	第2次自殺対策計画の公表	

Ⅱ 設置要綱

深谷市庁内自殺対策推進本部設置要綱

(平成30年7月31日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するとともに、関係部局の連携を強化し、必要な対策が講じられるよう設置する「深谷市庁内自殺対策推進本部」(以下「対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進及び調整に関すること
- (2) 自殺対策における庁内及び関係機関との連携強化に関すること
- (3) その他自殺対策に関すること

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には副市長を、副本部長には教育長及び福祉健康部長を、本部員には秘書室長、企画財政部長、総務部長、協働推進部長、市民生活部長、こども未来部長、産業振興部長、環境水道部長、都市整備部長、消防長、教育部長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は必要に応じて本部員を招集し、会議を開く。

2 本部長は、会議を主宰する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、福祉健康部保健センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議設置要綱

(平成30年7月31日部長決裁)

(設置)

第1条 市内の関係機関が連携を強化し、現状、課題を踏まえた自殺に係る情報を共有し自殺対策を推進するため、深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺の現状把握に関する情報交換
- (2) 市及び関係機関における連携方法についての意見交換
- (3) 自殺対策に関する意見交換
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、自殺の現状、課題を考慮し、次に掲げる者の中から、都度必要な者により組織するものとする。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 労働関係者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議に必要と認められる者

(会議)

第4条 会議は必要に応じて随時開催するものとする。

2 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庁内会議)

第5条 会議に庁内会議を設置し、庁内会議員を置く。

2 庁内会議員は、別表第1に掲げる課等の職員をもって充てる。

3 庁内会議は、市が実施する自殺対策について協議するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉健康部保健センターにおいて行うものとする。

(守秘義務)

第7条 会議の出席者は、正当な理由なく会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。会議の構成員でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

＜別表第１＞第５条関係

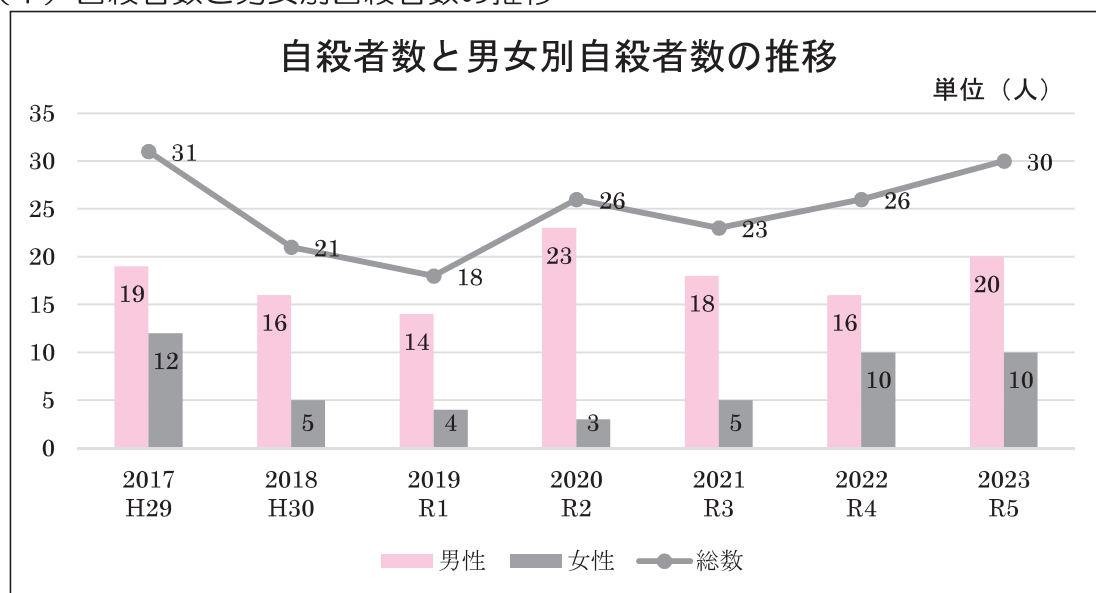
	構成部署
１	協働推進部 自治振興課
２	人権政策課
３	市民生活部 収 税 課
４	こども未来部 こども青少年課
５	福祉健康部 福祉政策課
６	生活福祉課
７	障害福祉課
８	長寿福祉課
９	保健センター
１０	産業振興部 商工振興課
１１	消防本部 警 防 課
１２	教育部 学校教育課

深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議構成機関

	構成機関	備 考		構成機関	備 考
１	熊谷保健所	関係行政機関	１３	協働推進部 人権政策課	深谷市
２	深谷警察署	〃	１４	市民生活部 収 税 課	〃
３	熊谷公共職業安定所	〃	１５	福祉健康部 福祉政策課	〃
４	深谷寄居医師会	保健医療関係	１６	福祉健康部 生活福祉課	〃
５	深谷赤十字病院	〃	１７	福祉健康部 障害福祉課	〃
６	深谷市社会福祉協議会	関係団体	１８	福祉健康部 長寿福祉課	〃
７	深谷商工会議所	〃	１９	福祉健康部 保健センター	〃
８	大里広域 地域包括支援センター	〃	２０	こども未来部 こども青少年課	〃
９	深谷市障害者 基幹相談支援センター	〃	２１	産業振興部 商工振興課	〃
１０	深谷若者サポート ステーション	〃	２２	消防本部 警 防 課	〃
１１	深谷市民生委員・児童 委員協議会	〃	２３	教育部 学校教育課	〃
１２	協働推進部 自治振興課	深谷市			

Ⅲ 本市の自殺の現状

(1) 自殺者数と男女別自殺者数の推移

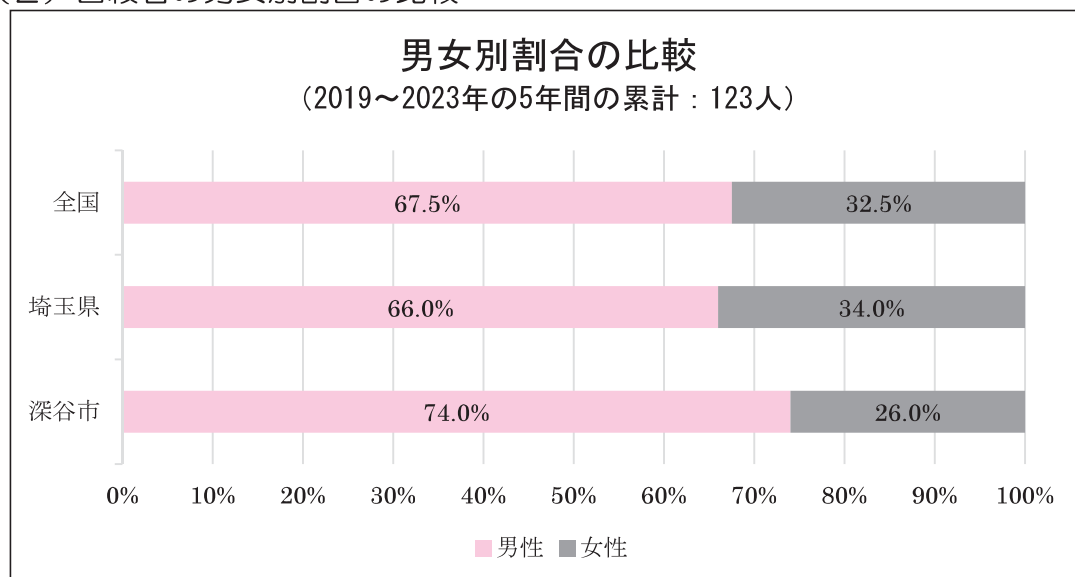


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の自殺者数は令和元(2019)年まで経年で減少していましたが、令和2(2020)年以降、増加傾向に転じています。

男女別にみると、男性は令和2(2020)年に自殺者数が倍増し、その後減少するものの令和5(2023)年には再び増加しています。女性も同様の傾向にあり、令和3(2021)年より自殺者数が増加に転じています。

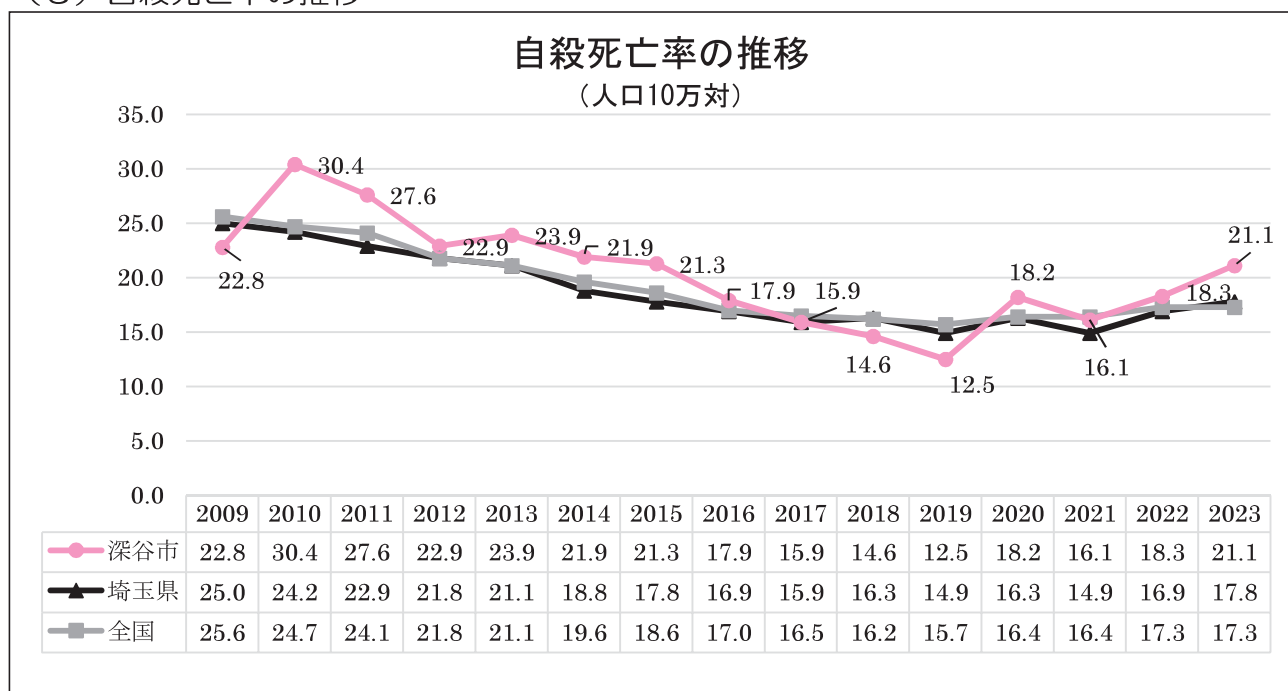
(2) 自殺者の男女別割合の比較



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の男女別割合の5年間累計は、全国、埼玉県と同様、男性が女性を上回っています。また、男性の割合が、全国、埼玉県よりも高くなっています。

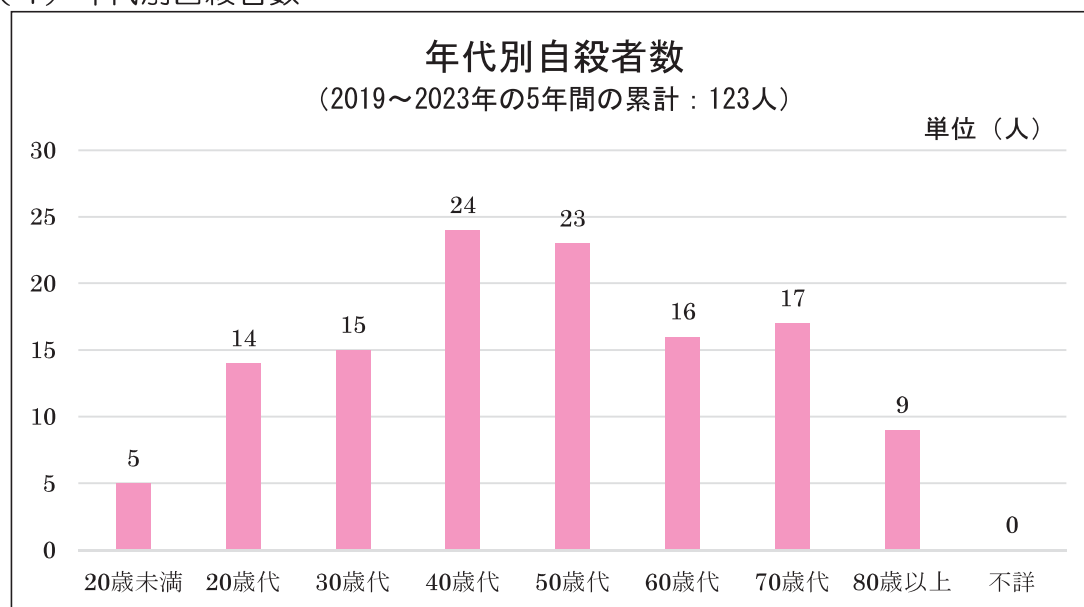
(3) 自殺死亡率の推移



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

本市の人口10万人あたりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成22(2010)年をピークに減少していました。全国との比較では、平成22(2010)年以降上回っていましたが、平成29(2017)年からは全国を下回りました。その後、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、増加に転じています。

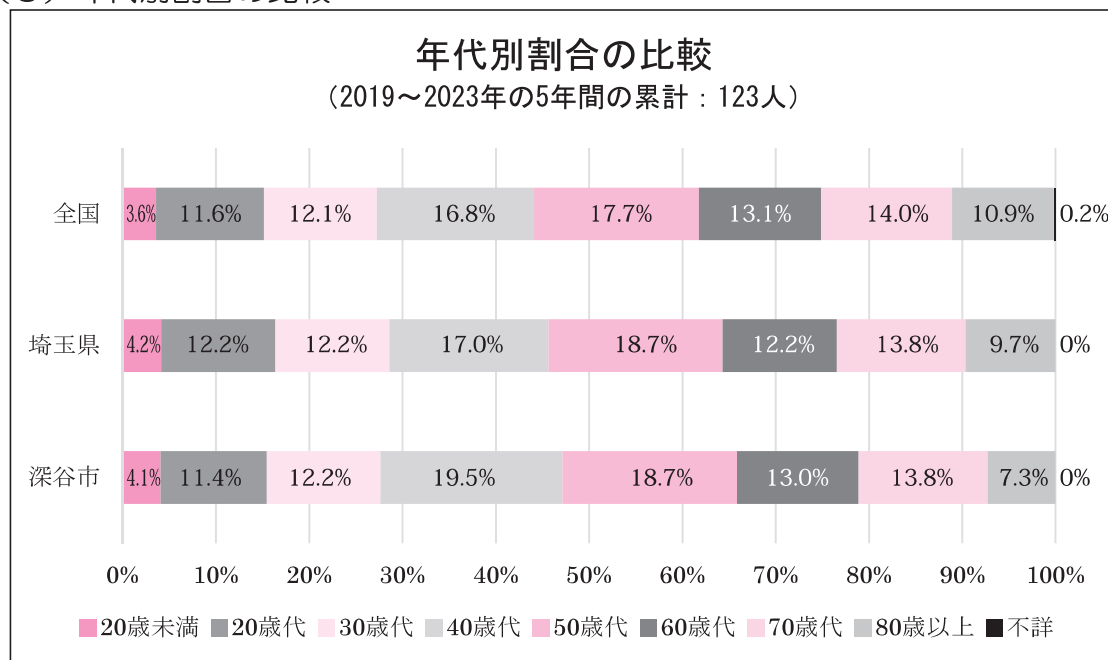
(4) 年代別自殺者数



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

本市の自殺者の5年間累計は123人です。年代別の自殺者数では、40歳代が24人と最も多く、次いで50歳代23人、70歳代が17人となっています。

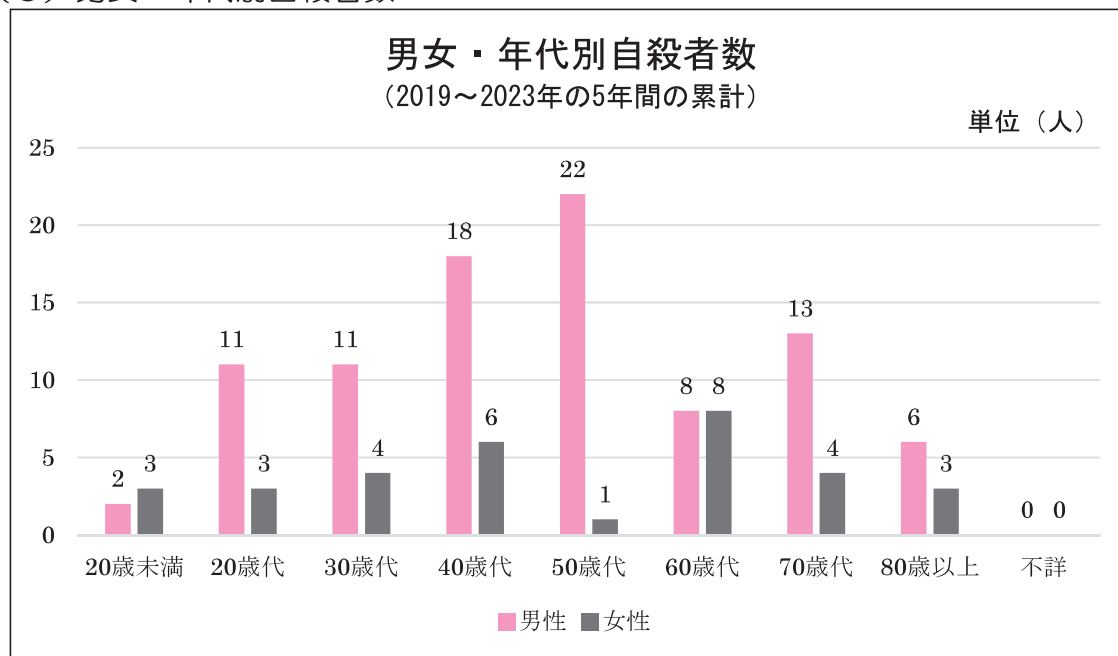
(5) 年代別割合の比較



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の年代別割合の5年累計を全国、埼玉県と比較してみると、40歳代が全国や埼玉県を上回り、20歳代、80歳以上は下回っています。

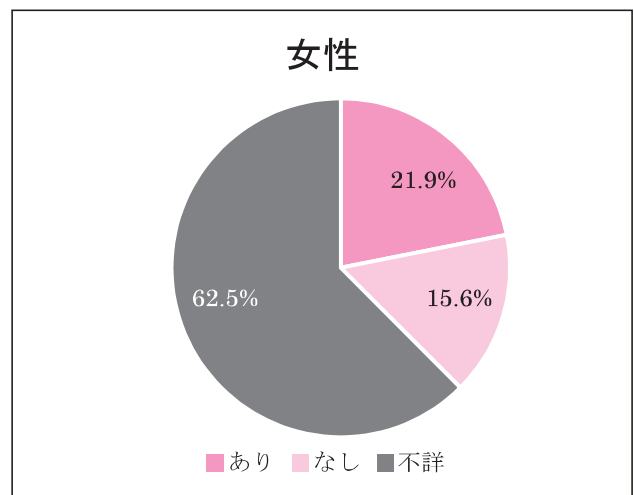
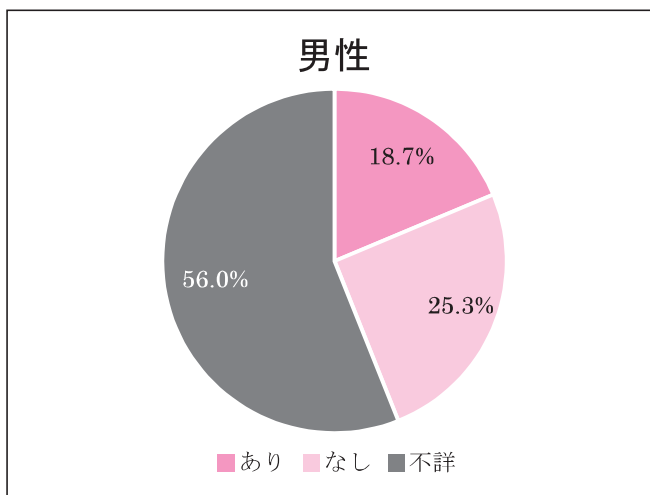
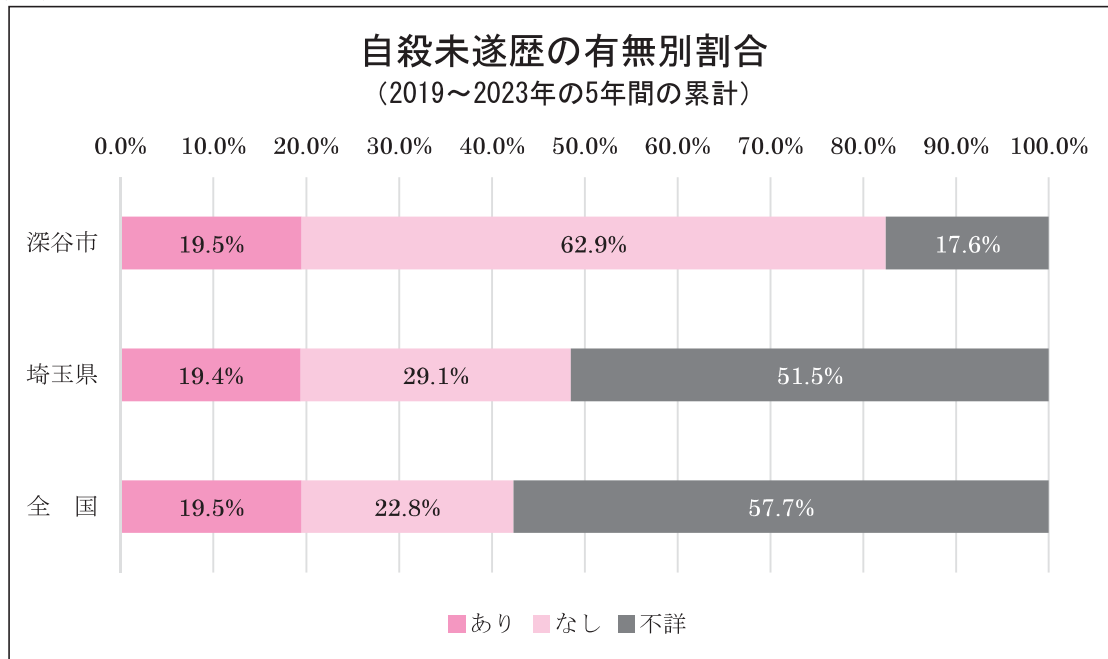
(6) 男女・年代別自殺者数



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の自殺者数の5年累計は123人の内訳は、男性91人、女性32人となっており、男性が女性の約3倍となっています。男女・年代別自殺者数では、男性は50歳代の22人、女性は60歳代の8人が最も多くなっています。

(7) 自殺者における自殺未遂歴の有無



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の5年間累計における自殺者のうち、自殺未遂歴を有する割合は19.5%であり、埼玉県、全国と同様となっています。

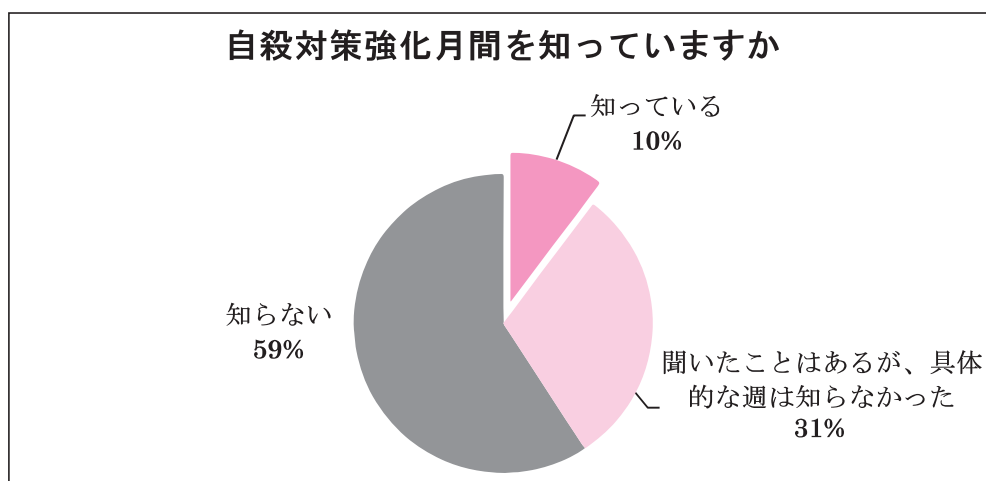
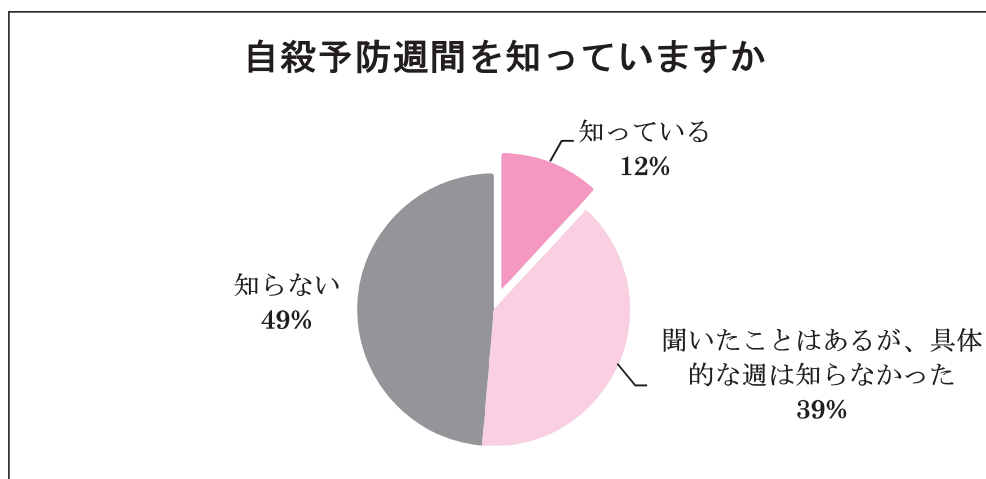
Ⅳ アンケート調査結果

本市では、こころの健康について「ふかや e アンケート」によりアンケート調査を実施しました。

I. ふかや e アンケート結果

調査期間：令和 6 年 9 月 24 日～令和 6 年 10 月 11 日

アンケート回答数 370 人



自殺予防週間、自殺対策強化月間を知っている人の割合は、全体の約 1 割でした。

また、自殺予防週間について、「聞いたことはあるが、具体的な週は知らなかった」人は約 4 割、自殺対策強化月間については約 3 割の人が具体的な月を知らなかったと回答しています。

Ⅱ. 深谷市民まちづくりアンケート結果

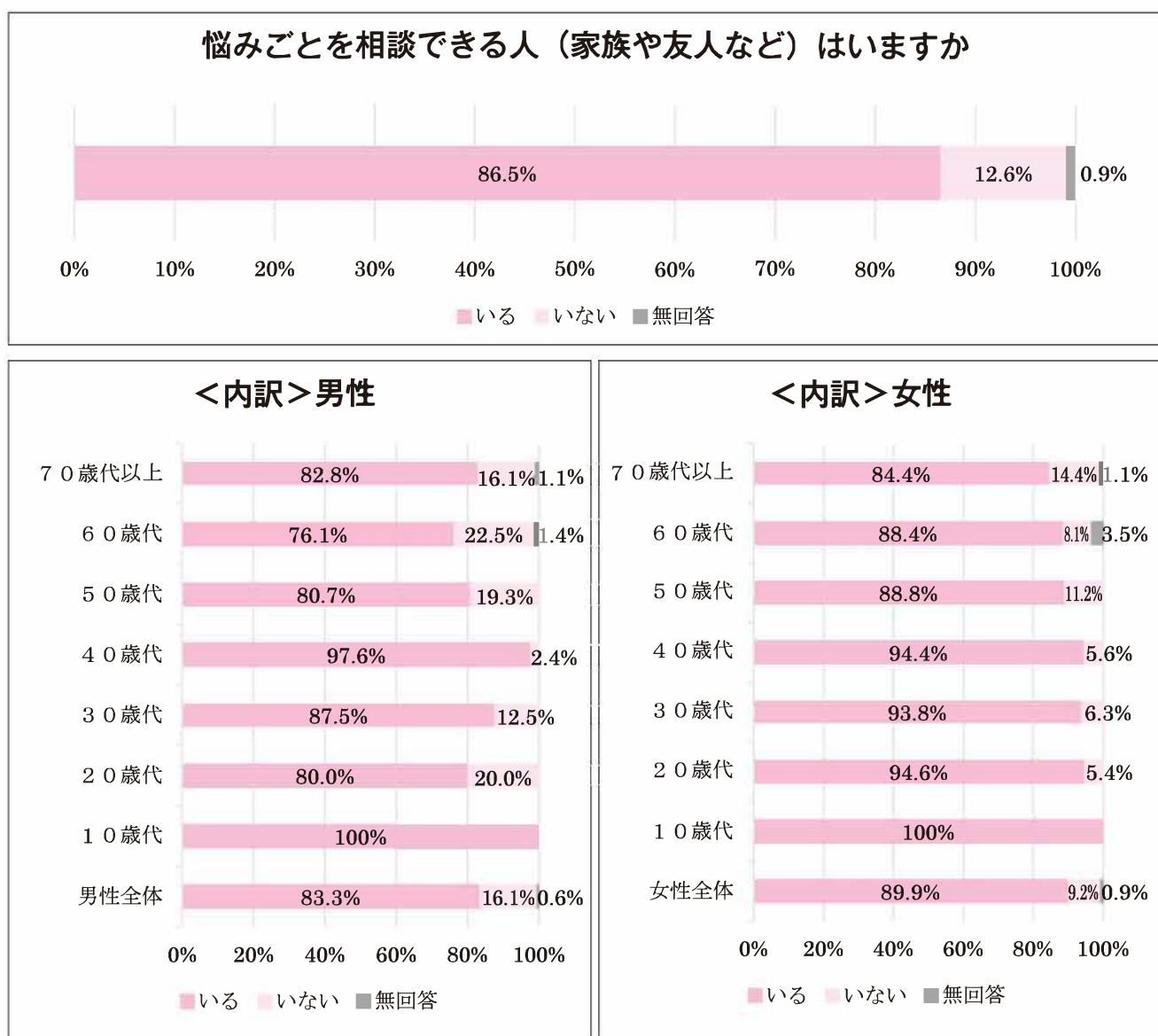
1. アンケート調査の実施方法

(1) 目的 「第2次深谷市総合計画・後期基本計画」に基づき、施策を推進するにあたり、今後のまちづくりの参考にするため、「深谷市民まちづくりアンケート」を実施し、現在の本市の姿および市民の意向や市民ニーズを把握することを目的としています。

(2) アンケート方法

- ①調査対象：深谷市に居住する 18 歳以上の市民 2,000 人を住民基本台帳から無作為抽出
- ②調査方法：アンケート票を郵送により配布・回収
- ③調査期間：令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 5 月 17 日

アンケート項目の中で、本計画にかかわる内容については次のとおりです。



悩みごとを相談できる人（家族や友人など）がいない市民の割合は 12.6%でした。

男女・年代別でみると、男性の 20 歳代、60 歳代が 20%を超えており、50 歳代が 19.3%となっています。女性では 70 歳以上が各年代より高い状況でした。

V 深谷市自殺対策計画の評価結果

深谷市自殺対策計画では、評価指標を設定し、市民、関係機関、地域の団体、行政がそれぞれの活動を通して、自殺対策の推進に取り組んできました。

各項目の達成状況は次のとおりであり、計画全体の目標値である自殺死亡率の減少につきましては、目標値まで達成していない結果です。このため、第2次計画について、施策の体系や目標値を継続し、各取組を充実させていく必要があります。

評価項目	令和6(2024)年度 目標値	令和6(2024)年度 現状値
自殺死亡率	16.2以下 ＜令和5(2023)年のデータ＞	21.2 ＜令和5(2023)年のデータ＞
深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議の開催	2回	2回
ゲートキーパー養成講座の実施	年2回以上	年2回以上
ゲートキーパー養成講座受講者において、自殺対策について理解できたと回答した者の割合	90%以上	95%
自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合	30%	13.8%
悩みごとを相談できる相手がない市民の割合	10.0%	12.6%
児童生徒のSOSの出し方に関する教育を実施する学校数	市内全小・中学校(29校)	市内小・中学校(29校)

VI 自殺対策基本法

○自殺対策基本法（平成18年法律第85号、最終改正：平成28年法律第11号）

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県

自殺対策計画等（第12条—第14条）

第3章 基本的施策（第15条—第22条）

第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題とし

てのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する

理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない

ない。

（法制上の措置等）

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等

を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第16条 国及び地方公共団体は、大学専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校

における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、

自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）自殺総合対策大綱の案を作成する

こと。

（2）自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

（3）前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。





深谷市福祉健康部 保健センター

〒366-0823 埼玉県深谷市本住町17番1号

TEL : 048-575-1101 (直通) FAX:048-574-6668

E-MAIL:hoken@city.fukaya.saitama.jp